

(2) 認知症施策の推進

認知症^①の人は、高齢化の進展に伴い増加していくことが見込まれています（【図1】）。

このため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」やその他関連する計画等に基づき、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するため、本県においては、医療、介護、地域支援・社会参加の3つを柱として取り組みます（【図2】）。

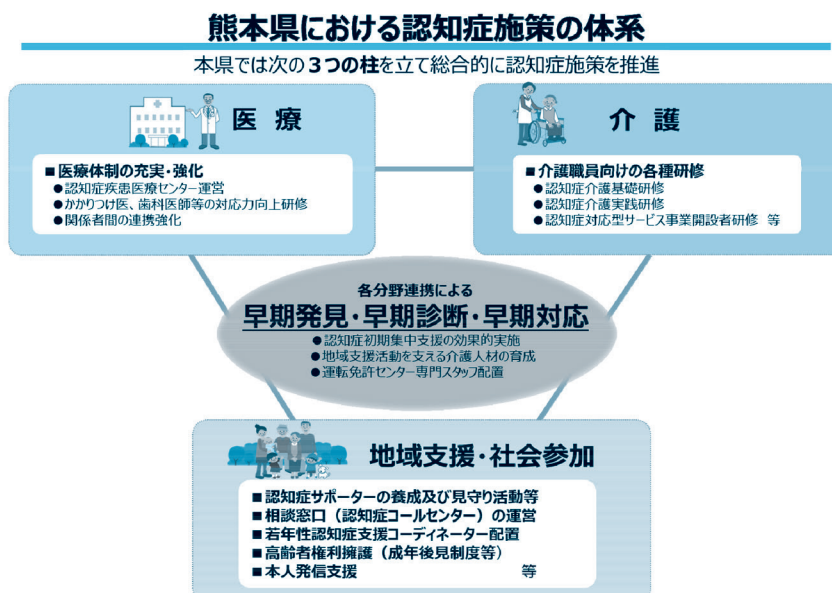
【図1】認知症高齢者の将来推計

【認知症有病者数（単位：万人）】（注）上段は認知症有病率が一定の場合、下段は上昇する場合の推計

将来推計	平成 24 年 (2012 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
65 歳以上 人口に対する 比率	15.0%	15.7% 16.0%	17.2% 18.0%	19.0% 20.6%	20.8% 23.2%	21.4% 25.4%
全国	462	517 525	602 631	675 730	744 830	802 953
熊本県	7.2	8.1 8.2	9.4 9.8	10.5 11.4	11.4 12.8	11.4 13.6

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成 29 年推計）」及び平成 26 年度厚生労働科学研究をもとに熊本県認知症対策・地域ケア推進課作成）

【図2】



① 認知症とは、様々な原因により認知機能が低下し、日常生活に支障をきたす状態が6ヵ月以上続いていることをいいます。認知症は、原因によって特徴的な症状が異なり、治療可能なものや進行を予防できるものがあります。また、早期に発見し適切に対応することで、進行を遅らせ、症状を安定させることができます。認知症の症状には、(1)脳の変化が原因で起こる中核症状（記憶、判断力等の低下）と、(2)「忘れる」等の中核症状のために起こる不安感や混乱、ストレス等の心理的要因等が引き起こす行動・心理症状（興奮や妄想、抑うつ等）があり、組み合わせあって現れることがあります。

①医療体制の整備（認知症医療・介護体制の充実・強化）

【現状と課題】

- ・本県では、平成 21 年度（2009 年度）より、県全域で中心的役割を担う基幹型認知症疾患医療センター^②と、二次保健医療圏で中心的役割を担う地域の認知症疾患医療センターが連携する医療体制を整備し、診療体制の充実を図ってきました。このため、県内各地の認知症疾患医療センターで質の高い医療が提供できる体制が確立しています。今後は、地域の認知症疾患医療センターが相互に協力して医療体制を強化していくこととし、ひいては地域ごとに完結できるような体制を目指していきます。
- ・また、認知症は、早期からの適切な対応が重要であることから、認知症初期集中支援チーム^③を中心とした支援体制の更なる強化が求められています。特に、在宅での介護サービスを支える上では、認知症初期集中支援チームや認知症サポート医^④と、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携が重要です。
- ・これらの体制整備に取り組んでいますが、地域の認知症疾患医療センターに患者が集中しており、診療の予約から受診までの待機期間が、平均で 1.5 カ月となっています。そのため、地域の認知症疾患医療センター・専門医療機関^⑤と、認知症サポート医、かかりつけ医、介護サービス事業所等が連携する認知症医療・介護体制（【図 3】）を充実・強化することが必要です。
- ・認知症の人の増加に伴い、認知症の人が肺炎や外傷等により治療を受ける機会が増加していることから、引き続き一般病院^⑥等の認知症対応力の向上を図っていくことが求められています。
- ・本県は、認知症サポーター^⑦養成について、人口比で 14 年連続（平成 21 年度（2009 年）～令和 4 年度（2022 年度））日本一を達成しています。今後、養成された認知症サポーターには、それぞれの地域での更なる活躍が期待されています。

【目指すべき方向】

- ・認知症医療・介護体制の充実・強化を図ることで、認知症の人が住み慣れた地

② 認知症疾患医療センターとは、認知症の早期発見・診療体制の強化、医療と介護の連携の強化、専門医療相談の充実を目的に都道府県、指定都市が設置する医療機関のことです。

③ 認知症初期集中支援チームとは、認知症の人やその家族に早期に関わり、自立支援のサポートを行うことを目的に市町村が設置する、医師及び医療、福祉の専門職から構成されるチームです。

④ 認知症サポート医とは、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことです。

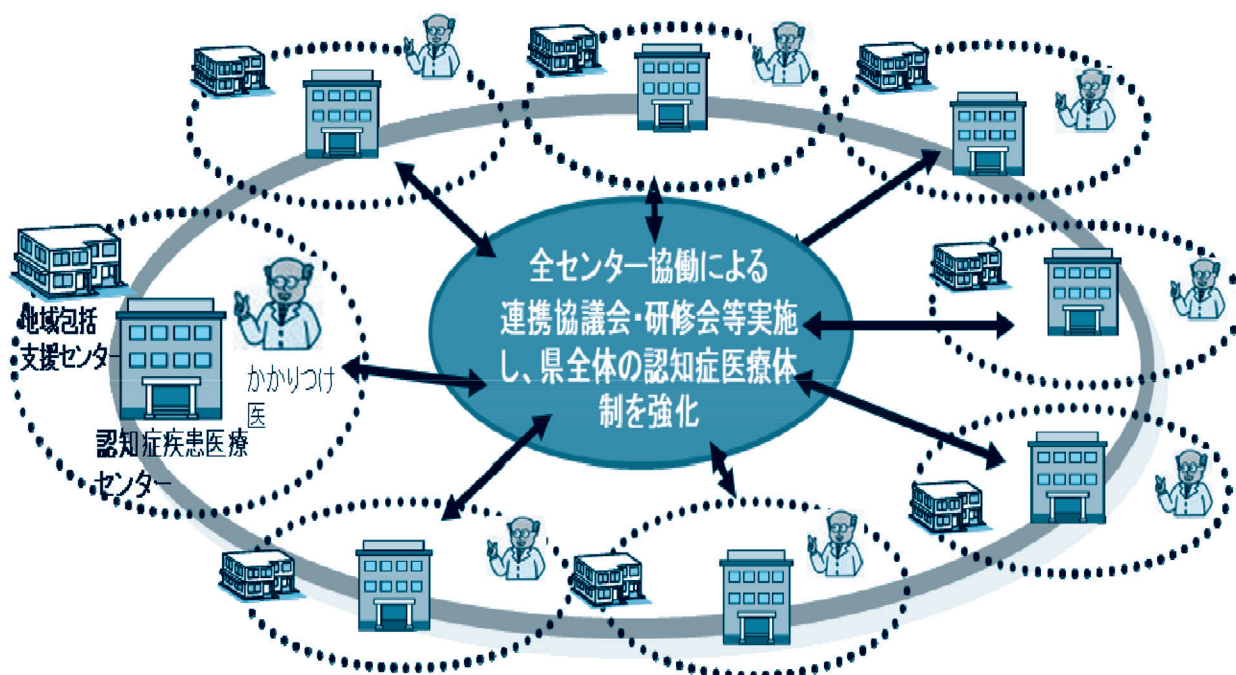
⑤ 専門医療機関とは、認知症専門医等が配置されている精神科医療機関のことです。

⑥ 一般病院とは、認知症を専門としない医療機関であって、内科、外科等を主たる診療科とする医療機関のことです。

⑦ 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする応援者です。

域で安心して暮らし続けることができるようにします。

【図3】認知症医療・介護体制



【個別施策】

○早期発見・早期診断・早期対応のための体制整備

- ・ 認知症を早期に発見し、早期に対応するため、各市町村が設置する認知症初期集中支援チーム等の技能向上支援や情報提供、認知症地域支援推進員^⑧との連携等が進むよう支援します。
- ・ 認知症の早期発見のため、介護サービス事業所等の職員、歯科医師や薬剤師、運転免許センター運転適性相談窓口等から提供される認知症の疑い等に関する情報を市町村地域包括支援センターにつなぐなど、関係機関の連携を強化します。

○認知症医療・介護体制の強化

- ・ 認知症医療・介護体制を強化するため、地域の認知症疾患医療センター・専門医療機関と、認知症サポート医、かかりつけ医、介護サービス事業所等の連携の取組を推進します。特に、認知症サポート医と地域の認知症疾患医療センター及びかかりつけ医との連携強化や、かかりつけ医等の認知症専門医以外の医師等の認知症診療技能の向上に取り組めます。
- ・ 在宅での生活を支援するため、認知症初期集中支援チームや認知症サポート

^⑧ 認知症地域支援推進員とは、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関等との連携を図るとともに、認知症の人やその家族に対する相談業務等を行うため、市町村や市町村地域包括支援センターに配置される専門職です。

医と、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護支援専門員（ケアマネジャー）等との連携を推進します。

- ・ 認知症疾患医療センターが行う事例検討会等を通じて、認知症の人の診療・介護に関する知識や技術等を共有し、人材育成につなげるとともに、地域の多職種の連携を強化します。

○一般病院の認知症対応力の向上

- ・ 認知症の人が肺炎や外傷等の治療を安心して受けることができるよう、研修等を通じて一般病院等の認知症対応力を強化します。

②介護体制の整備

【現状と課題】

- ・ 認知症の人の状態は、周囲の人々の関わり方やケアにより、大きく左右されます。そのため、認知症の人を介護する人は、認知症のことをよく知り、適切に対応することが必要です。特に、認知症の人に関わる機会が多い介護サービス事業所等においては、認知症のことをよく知り、本人主体の介護を実践するなど、認知症の人に対する介護の質の向上に取り組む必要があります。
- ・ 介護サービス事業所等での高齢者への虐待や身体拘束はなくなっていないため、今後も、介護サービス事業所等における身体拘束の廃止及び権利擁護に関する理解及び技術を定着させていく必要があります。

【目指すべき方向】

- ・ 認知症介護研修等を通じ、医療機関との連携強化を進めるとともに、認知症の人のエンパワーメントとその家族の支援を重視した適切な認知症ケアの確保に努めます。
- ・ 介護サービス事業所等において、高齢者の尊厳が守られ、高齢者虐待を防止するための取組を進めます。

【個別施策】

○認知症ケアの質の向上

- ・ 認知症の人の尊厳を守り、エンパワーメントを意識した介護が提供できるよう、介護サービス事業所等の職員や施設管理者等を対象とした階層的な研修等を着実に実施します。
- ・ また、認知症介護研修等では、BPSD^⑨の要因がわかるような講義も行っているため、その他の研修でも実施できないか検討していきます。
- ・ 認知症介護研修等の講師役である認知症介護指導者を介護サービス事業所等

⑨ BPSD（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）とは、認知症の行動・心理症状で、物忘れや判断力の低下等、脳機能の低下を直接示す症状である「中核症状」に伴って現れる精神・行動面の症状（例：暴力、暴言、不安、幻覚 等）のことです。

に派遣し、認知症介護に関する基本的知識・技術を習得していただき、本人主体の介護の実践を引き続き支援します。

○介護サービス事業所等における高齢者の虐待防止等

- ・介護サービス事業所等の職員を対象に、高齢者虐待の防止、身体拘束の廃止及び高齢者の権利擁護の視点を学ぶ研修を関係団体と協力して実施するとともに、介護サービス事業所等の自主的な取組を促進します。

③地域支援体制の整備及び社会参加の充実（★）

【現状と課題】

- ・全ての市町村に認知症地域支援推進員が配置され、地域の実情に応じて認知症の人を支援する体制づくりが進んでいますが、支援体制の更なる強化のため、生活支援コーディネーターとの情報共有を図るなど認知症地域支援推進員への継続的な支援を行っていく必要があります。
- ・認知症サポーターの養成は、令和5年（2023年）3月末時点で、412,625人となり、人口比14年連続日本一を達成しています（平成21年度（2009年度）～令和4年度（2022年度））。一方、養成された認知症サポーターには、認知症サポーターを中心とした認知症の人とその家族を早期から支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」などの活躍の場を拡大し、それぞれの地域で更に活躍することが期待されています。
- ・各市町村では、認知症行方不明者を早期に発見するためのSOSネットワーク^⑩等の取組が行われていますが、その多くは市町村内に留まっており、今後更に広域的なネットワーク化が必要です。
- ・認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にもつながるとの視点に立ち、介護者の精神的・身体的負担を軽減する必要があります。
- ・若年性認知症は65歳未満で発症する認知症であり、就労面、経済面等で深刻な問題を抱えるとともに、①早期発見・診断につなぐににくい、②本人や家族に支援等に関する情報が届きにくい、③若年性認知症に対応した居場所が少ない、といった課題があり、様々な分野にわたる横断的かつ継続的な支援が必要です。
- ・認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め共生社会の実現を推進するとともに、認知症の人の声を認知症施策の企画・立案に反映することが求められています。

【目指すべき方向】

- ・認知症の人を支援する体制を構築、強化するため、各市町村の認知症地域支援推進員に対する支援を行うとともに、認知症サポーターの養成・活躍の場の拡大

^⑩ SOSネットワークとは、行方不明となる可能性がある人を事前登録等により把握し、地域による見守りや捜索訓練等を行うとともに、行方不明発生時には情報を共有することで行方不明者の早期発見につなげる地域ネットワークのことです。

を支援します。

- ・全ての市町村で、認知症サポーターが参画するＳＯＳネットワークの構築や搜索模擬訓練等の取組が実施されるよう支援を行います。また、ＳＯＳネットワークが広域的に運用されるよう支援を行います。
- ・若年性認知症支援コーディネーター等と連携し、認知症カフェやつどいなどの相談・交流の場の充実を図るなど、認知症の人とその家族の支援を促進します。

【個別施策】

○認知症地域支援体制の基盤づくりの促進

- ・各市町村の認知症地域支援推進員の更なる技能の向上を図るため、「認知症ケアパス」^⑪の活用や、支援ネットワークの構築手法の習得などの研修を引き続き実施します。

○認知症サポーターの養成及び地域の見守り・支援活動の促進

- ・引き続き認知症サポーターの養成を進め、従来どおり高い養成率を維持するとともに、認知症の人と地域に関わることが多いと想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員、こどもや学生を対象とした養成を推進します。
- ・養成した認知症サポーターが活動しやすい環境づくりを進めるため、それぞれの地域で認知症カフェの運営や地域の見守り体制への協力等に取り組んでいる団体を「認知症サポーターアクティブチーム」として認定します。
- ・さらに、認知症の人メンバーとしてチームに参加し、認知症の人や家族のニーズを具体的な取組につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を地域ごとに構築します。
- ・認知症行方不明者の早期発見・保護を行うため、認知症の人の見守りに係る市町村域を越えた広域ネットワークの構築を推進します。

○認知症の人と家族に対する相談・交流の場の提供

- ・認知症コールセンターについて、積極的な広報を行います。
- ・認知症の人が集まる場や認知症カフェ等の家族支援体制の充実のため、市町村に対して先進事例の情報提供を行うなどの支援を検討します。
- ・認知症の人やその家族の視点を重視した支援体制を構築するため、「くまもとオレンジ大使（認知症本人大使）」等による本人ミーティング^⑫やピアサポート活動^⑬を推進します。

⑪ 認知症ケアパスとは、認知症発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これからの流れをあらかじめ示すものです。

⑫ 本人ミーティングとは、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合うものです。

⑬ ピアサポート活動とは、ピアサポーター（先に認知症の診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきて、思いを共有できる人）による、認知症と診断された直後の人に対する心理面、生活面に関する早期からの支援等の、認知症の人本人による相談活動のことです。

○若年性認知症の人と家族の支援

- ・若年性認知症支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携し、就労や居場所づくり、社会参加等について、本人及びその家族等の意見を尊重しながら個別支援を実施します。

○介護サービス事業所等における若年性認知症の人の受入促進

- ・若年性認知症の人の居場所づくりや社会参加に向け、受け皿となる介護サービス事業所や就労支援事業所を対象とした支援策を検討します。
- ・若年性認知症の人の支援のため、関係機関である行政機関、医療機関、介護サービス事業所等が参画するネットワーク会議を開催し、情報共有と総合的な支援の充実を図ります。

○普及啓発・本人発信支援

- ・認知症への社会の理解を深めるため、「くまもとオレンジ大使（認知症本人大使）」を任命し、認知症の人本人による普及活動を支援するとともに、認知症の日（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。

④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

- ・成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあり、制度が十分に利用されていないことがうかがわれます。そのため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、制度利用が必要な方が利用できる体制づくりが急務です。
- ・今後の高齢化の進展や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待の相談・通報件数は更に増加していくことが懸念されます。そのため、高齢者虐待への意識啓発や対応する市町村及び地域包括支援センター職員への対応力向上が必要です。
- ・介護サービス事業所等での高齢者への虐待や身体拘束はなくなっていないため、今後も、介護サービス事業所等における身体拘束の廃止及び権利擁護に関する理解及び技術を定着させていく必要があります。

【目指すべき方向】

- ・地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めます。権利擁護支援の地域連携ネットワーク^⑭と中核機関の整備（【図4】）に向けて支援を行います。

^⑭ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」のことです。

- ・市町村及び地域包括支援センター職員向けの研修や、介護サービス事業所等の職員向けの高齢者権利擁護研修を継続して実施します。

【個別施策】

○成年後見制度の利用促進

- ・市町村による成年後見制度の普及啓発を促進します。
- ・市町村の成年後見制度利用促進基本計画の策定を支援します。
- ・県内の成年後見制度利用促進体制整備を進めるため協議会により関係機関等との連携を強化するとともに、必要に応じ、専門職等による相談・助言等により、市町村の広域的体制整備を含む中核機関の整備や機能強化を支援します。
- ・成年後見制度の利用促進につながるよう、市町村等職員を対象とした研修会等を開催します。また、担い手の確保・育成のため、法人後見・市民後見人の養成・育成を市町村と連携して実施します。
- ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用となるよう、市民後見人等を対象とした意思決定支援研修を実施します。

○日常生活自立支援事業

- ・熊本県社会福祉協議会が判断能力の低下により日常的な金銭管理等が困難となった高齢者に対して実施する、日常生活の自立に向けた取組を支援します。

○市町村・地域包括支援センターの職員の対応力向上等

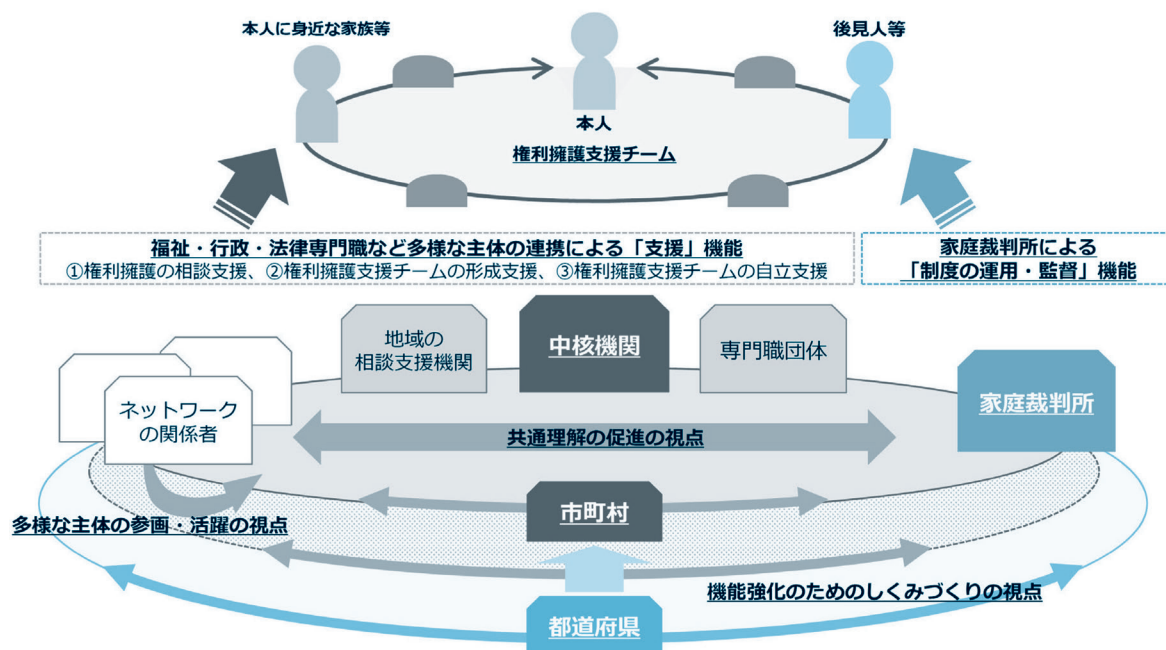
- ・市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした実践的な研修の実施により、市町村の高齢者虐待への対応力向上を図ります。
- ・養護者による虐待防止の意識啓発を図るとともに、虐待につながる可能性のある困難事例等への対応に際して専門職を派遣するなど、市町村のバックアップ体制を構築します。
- ・高齢者虐待に関する相談窓口（【図5】）について、積極的に周知します。

○介護サービス事業所等における高齢者の虐待防止等【再掲】

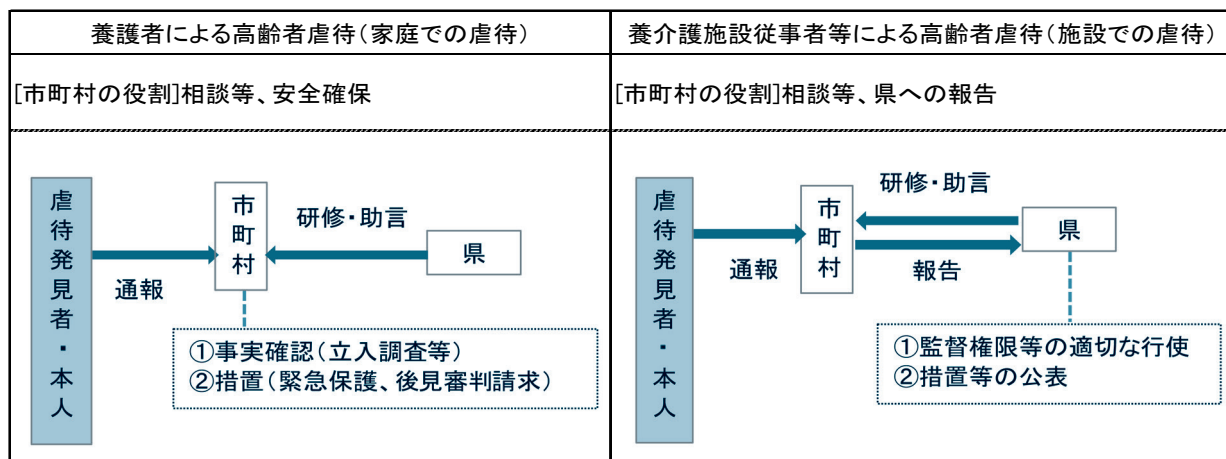
- ・介護サービス事業所等の職員を対象に、高齢者虐待の防止、身体拘束の廃止及び高齢者の権利擁護の視点を学ぶ研修を関係団体と協力して実施するとともに、介護サービス事業所等の自主的な取組を促進します。

【図 4】

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～



【図 5】 高齢者虐待に関する相談経路



相談窓口：市町村の高齢者虐待担当部署及び地域包括支援センター